

第3回会議議事録

期 日 平成16年12月22日
と ころ 中条町産業文化会館

中条町・黒川村合併協議会

○事務局（羽田野）

……中条町・黒川村合併協議会第3回会議開かせていただきたいと思います。

最初に、委員さんの交代がございましたので、ご紹介させていただきます。お手元に配付してございます。協議会委員名簿、別紙としておつけしてございます。それをごらんになっていただきたいと思います。中条町3号委員の相馬晃様が去る11月20日に中条町教育長に就任されましたので、かわり、大久保勝由様にお引き受けいただきましたので、ご報告申し上げます。なお、委嘱状を交付すべきところでございますが、既にお手元に配付させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、ご紹介いたします。大久保勝由様でございます。

○大久保委員

よろしくお願いいいたします。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

また、相馬教育長は幹事会メンバーとして加わっていただいております。

では、相馬教育長。

○幹事会（相馬）

よろしくお願ひします。

○事務局（羽田野）

それでは、会議に先立ちまして、会長よりごあいさつ申し上げます。

○会長（丸岡）

大変ご苦労さまでございます。会長あいさつということでございますが、あいさつの前に一言おわびを申し上げたいと思います。11月の25日に予定されておりました協議会、これにつきまして私の個人的な都合によりまして、皆さんに大変ご迷惑をおかけいたしました。今後このようなことのないよう、十分気をつけてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日用意いたしました議案につきましては、3件ございます。いよいよ大詰めになってきておるこの中条、黒川との合併問題でございますが、ぜひともこの協議につきまして皆さんから慎重審議をお願い申し上げたいと思います。

それでは、早速議事に入らせていただきますので、よろしくお願ひします。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第8条第2項の規定により、会長にお願ひいたします。

○議長（丸岡）

それでは最初に、出席数の確認をしたいと思います。議長として議事を進めていただきますので、よ

ろしくお願いを申し上げます。

審議をいただきます前に本日の会議の成立を確認いたします。

事務局より委員の出席についてご報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数33名のうち出席いただいている委員は31名でございます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より報告がありましたとおり、委員数33名のうち出席いただいている委員は33名中31名であります。協議会規約第10条第1項の規定によりまして、会議は成立するものであります。

続きまして、本日の会議の公開についてお諮りします。会議の傍聴の申し出について事務局より報告願います。

○事務局（羽田野）

それでは、傍聴につきましてご報告申し上げます。

一般傍聴人31名、報道関係1社から申し出を受けております。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま事務局より報告がありましたとおり傍聴の申し出がありましたので、会議運営規程第2条第1項により、本日の会議は公開することにしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、ご異議ないようでございますので、本日の会議は公開といたします。

○布川委員（黒川村）

議長の許しを受けましたので、発言させていただきます。

ただいまは、会長からおわびと合併に対する決意が披瀝されましたし、昨日中条町と黒川村議会の研修会において丸岡会長より合併に対する決意が述べられましたけれども、この法定協におきまして、特に黒川村におきましては、委員長としての責務もございまして、黒川村地域住民の不安を払拭するために発言させていただきます。

丸岡会長は、第2回の法定協議会におきまして会長就任のあいさつに、両町村の合併に最も重要かつ緊急課題であるこれまでの協議結果を尊重し、誠心誠意する旨のあいさつがございました。合併協議会だより第2号におきましても、両町村に配布されたことは皆さん周知のとおりでございます。その後胎内市に対する名称に対して、中条町民の考える会より反対の署名運動や住民投票を求める署名運動など、次々と合併に対しての誹謗中傷は、両町村の良識ある地域住民からは強い憤りの声が上がっております。

新市名の選定は、避けて通れない大きな問題であり、特に対等合併であればなおさら自治体名を新しい自治体名をつけるのが好ましく、両町村の融和にもなると考えます。私ども黒川村におきまして、開村以来100年の長い歴史と風土を刻んだ地名がなくなることは、住民の気持ちや市名息づく先人の暮らしを大切にする合併でなければならぬと思います。公募の結果をもとに、この法定協におきまして両町村の委員の合意によりまして胎内市に決まり、地域づくりの建設計画の策定に当たりまして大切な会議に会長の突如の延期には、理由はどうあれ、いろいろ取りざたされて、不信感と信頼を損ねていることはまことに遺憾であります。私が最も危惧していることは、両町村の首長で、合併についての融和と信頼関係が損なわれるようなことはあってはと不安でなりません。お互いにわだかまりを捨て、意欲的に取り組まなければならないと。それによって、新しい市は実現いたしません。中条町より考える会、次々と常識を逸脱しましたチラシなどを考えると、両町村の良識ある人から大きな批判を受けております。中条町長である会長の人柄にも波紋を投げかけているかに思います。私は、議会の合併の委員長を引き受けるときに、中条町との長いきずなと両町村の友情が対等合併にこぎつけたものであって、人口並びに財政規模からして、人間関係を重視し、委員長として控え目な態度と、全議員が心を一つにして協力していきたいと私はリーダーシップをとっているものであります。

今回黒川村におきましては、第3回の集落懇談会を実施し、あわせてアンケート調査を実施いたしました。その結果は、17日の新潟日報の紙上に掲載されたとおりであります。私ども議員も議会の開会中でしたけれども、全議員は参加しまして、総括してみても中条町民が理解を示すよう町長は努力すべきであるということが懇談会の席上皆さんからの声であります。公募された胎内市なのに、なぜ今さら何を言っているのか。中条市にするのであれば公募の意味がないとか、集落懇談会の意見を集約すると、両町村の委員が真剣に議論して決めたものを一部の反対でもめているのであれば、何のための委員会なのか。これから合併してもその先がお互いによくないのではないのかという参加者の厳しい意見もありました。

私ども議員が今一番求めていることは、対等合併とはいえ、黒川村が長年培ってきました財産をどうするか。役場庁舎は支所に、議員数も激減し、ますます過疎になるのではないかと予想されます。この合併が地域住民の幸せにつながるのか。どうしたら地域住民の私どもは負託にこたえられるのか。それを思うと、中条町民の一部の人たちの扇動は甚だ遺憾であります。ここに会長の合併推進に対する確固たる決意のほどをいま一度黒川村村民に伝達する責務がありますので、お聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（丸岡）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、信頼関係についての質問でございましたけれども、これは冒頭に申し上げたとおりでございます。

また、ただいまは黒川におけるアンケート調査、その結果について今いろいろと述べられたわけであ

りますが、私会長としてここにコメントをする回答については、協議会で行ったアンケートではございませんので、これに答えるということについては差し控えたいとは思いますが、しかし会長であるということで申し上げさせてもらうならば、私はこういったアンケートについては、やはり協議会の中で必要に応じて両町村が一緒になって私は行うべきではなかったのかなというような率直な感想を持っております。しかし、ここに記事に書かれておりますように、私は黒川で中条に関するいろいろな動きに対する心配のもとでこのアンケート調査がなされ、結果7割以上が、中条と推進を住民が求めたと。村長のコメントにありますように、合併の必要性を村民に十分理解してもらっていると、そのことがわかったと。結果や意見などをさらに分析をして、これから合併について協議を進めていきたいと、まさにこの一語に尽きると私は思いますし、このことについて村長と十分やはり信頼関係を築きながら合併に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副会長（布川）

私の方も今別に反論するわけではございませんけれども、合併に関してのアンケートに関しまして、それは歩調を合わせるというようなのは当然でございまして、これ協議会の中において最初の打ち合わせ事項でございましたし、合併対策室でもってアンケートをまとめて、第1回の協議の際においては、第1回のアンケート、調査は対策室の方でまとめていただきましたし、ただ第2回目のときに中条町さんの方からアンケートをとるというようなお話がございまして、それに対しましては今町長がおっしゃったような言葉でお返ししたわけがございまして、協議会の中でもって決めた事項に関してアンケートをとるのであればいいけれども、別な角度でとるのであれば、内容的にも新市名の中身がございましたので、それはおかしいというような話の中において、黒川村はそのアンケート用紙を使うわけにはいかないというお話を申し上げました。よって、それは中条町単独でやりましょうと、新市名に関しましてはあくまでも中条町の参考にするというようなお話の中で来たのが事実でございます。ただ、今回のアンケートにつきましては、今うちの方の委員長がおっしゃいましたように、中条町の方からの一部といいなながらも、批判的なお言葉がございましたので、それに対しまして、この協議会の中においては昨年の12月1日に第1回の集落懇談会、5月においてはまた各集落に戻ってお話しいたしましょう。12月においては、新市計画につきまして各集落でもって説明いたしましょうと。それは、中条町、黒川村それぞれの異なる体系でございますので、方法はいろいろあったのだと思いますが、私たちの方は全集落を歩くというのが原則の中にまいりました。その計画どおり12月には集落懇談会に回ったというのが事実でございますし、ただ中条町の方から中傷されたというか、新聞に出た範囲内の中において、いろいろ黒川村においても住民の皆様方が不安を感じているわけでございますので、それをもう全然触れなくて、新市計画のみを説明に回ってみても、なかなか取り上げていただけないという中においてアンケートというものをとったということでございまして、これは本当に初めからの約束事の中において、それが崩れたのは第2回目に崩れたというのが事実でございますので、その訂正案というか、そういう経過であったということだけを説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（丸岡）

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第8号 各種行政制度及び事務事業の調整方針については、前回からの継続協議の案件でございます。この案件につきましては、前回提案説明をさせていただいたものでございます。何かご質問、ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。

どうぞ。

○桐生委員（黒川村）

11ページの区長制度に関してでございますが、これ合併時において、合併時までに新たな構築をするというふうに出ているわけですが、これ具体的にどんなふうにご検討されているのか、お伺いします。

○議長（丸岡）

はい。

○野沢総務課長（中条町）

今の区長制度というのは、それぞれの町村で違いがありますので、基本的には旧行政区のところで考えておりますけれども、その辺の整合性をこれから協議をして、合併時までに新たに構築したいと、こういうこととなります。

○桐生委員（黒川村）

具体的には、協議して構築する、例えば各町村、黒川にしても中条にしても地区ごとですけれども、区長会というのが、これは自発的に組織された団体ですけれども、こういうような団体同士でもいろいろ協議するような形で、例えば協議会の方へ提案とかするようなこともあれでしょうか。

○野沢総務課長（中条町）

さっき説明不足でありましたけれども、当然両町村で区長の業務と申しますか、それから報酬、いろんな部分で違いがありますので、そのことについてはこれから合併時までにそういう制度、いろんな制度について統一して、構築したいと、そういうものでありますし、ただいまの質問につきましてはその下の方に書かれているというふうに思います。当然区長会とかそういう部分については地域の任意団体であることから、その設置については地区の意見を参考に新市において検討したい、こんなふうにご検討されているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（丸岡）

ほかにご質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご質問等がないようでございますので、原案のとおりさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

ご異議がないようでございますので、議案第8号 各種行政制度及び事務事業の調整方針については原案のとおり確認させていただきます。

続きまして、議案第9号 事務組織及び機構の取扱いについて議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○野沢総務課長（中条町）

それでは、議案第9号 事務組織及び機構の取扱いについて説明させていただきます。

資料があると思いますけれども、1ページをお願いしたいと思います。ここでは、現在における中条町、黒川村の長部局の組織体制について載っております。中条町は8課、職員数が212名になっておりますし、黒川村は7課と一つの室ということで、職員数は147名であります。したがって、新市の事務組織及び機構をどうするのかと、こういうことでもありますけれども、調整方針は新市における組織及び機構の整備方針を策定し、合併時までに整備をすると、こういう調整方針が載っています。基本的な考え方でもありますけれども、6点ほどあります。一つは、本庁、支所に市民窓口サービスを中心とした諸証明の発行、各種相談業務等の総合的窓口機能を整備する。二つ目が本庁は市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務を所掌すると、こういうことでもありますし、3点目は支所は窓口業務を処理するほか、住民サービスの低下を招かないようにするため、旧行政区域を所管区域とする事業部門の業務を処理する。4番目です。両町村に設置されている委員会、委員及び附属機関については原則統合することとし、新市において各機関の法的な設置根拠及びその所掌事務の内容を整理し、必要に応じて再整備する。なお、地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。5点目であります。附属機関の委員構成については、両町村の実情、地域性に配慮し、適切な措置を講ずる。最後でありますけれども、6点目は組織機構は市民に混乱のないよう段階的に再整備すると。これが基本的な考え方でありまして、ただいま申し上げました新市における組織及び機構の整備方針、これは今ちょうど策定している段階であります。

この整備方針に基づいて、これから両町村で具体的に協議を進めていくわけでもありますけれども、ではその整備の整備方針とはどういうものかと、こういうことでもありますけれども、今案としてここに持っております。その中には、一つとして、市民の声を適正に反映することができる組織機構とはどういうふうにするか。また、市民が利用しやすい組織機構とはどういうものか。指揮命令系統がわかりやすい組織機構、あるいは新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構、また簡素で効率的な組織機構をするためにはどうするのかということで、具体的にその整備方針を書かれたものがこれが方針であります。これに基づいて、今ほど言いましたとおりこれから両町村で協議を重ねていくわけでもありますけれども、ここの方針の中にもない部分で2点ほどぜひご理解をお願いしたいというふうに思いますけれども、中条町の庁舎がこれが本庁になるわけでもあります。ただ、スペースの関係もありまして、一

部の部署については分庁方式も考えながら、専門部会で今協議中であります。いずれにしても、黒川村さんの職員数と中条町の今本庁に入っている職員数、単純にそのまま支所の部分は残したとしても、やっぱりかなりスペースの問題もありまして、それも今含めながら検討中でありまして、特に皆さんが関心があると思われる、では支所機能はどうするのか。これにつきましても今両町村に下の方におろしまして、支所における取り扱い業務の調査をやってございます。この調査が出てきた段階においては、これらも参考にしながら協議を進めていきたい、そんなふう考えているところであります。

いずれにしても、現段階の調整方針はちょっと具体的ではありません。したがって、今後具体的な課名あるいは組織体制等については、後日何かの機会をとらえて委員の皆さんには報告をしたいと、そんなふう考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の3ページでありますけれども、これは教育委員会の組織体制、これについて記載されてございます。整備方針は、先ほども説明いたしましたとおり、新市における組織及び機構の整備方針を策定し、合併時までには整備したいとするものであります。備考のところには、両町村で制度調整時に既に確認しているところでありますけれども、教育委員会の組織については教育委員会の組織の構成の整備方針を参考に、合併時に教育長のほか2課を設置すると、基本的に2課を設置したいと考えているところであります。

続いて、4ページでありますけれども、これは事務局及び委員会の組織体制について掲載してございます。議事事務局の組織体制、農業委員会の組織体制、監査委員事務局の組織体制、選挙管理委員会の組織体制でありますけれども、これも先ほど申し上げましたとおり、新市における組織及び機構の整備方針を策定し、合併時までには調整をしたいとするものでありまして、最後の公平委員会であります。これにつきましては、新市においても引き続き新潟県市町村総合事務組合への共同事務処理に参加することとする整備方針であります。

以上で説明を終わります。

○議長（丸岡）

ただいま説明のありました案件につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願ひします。

はい、どうぞ。

○渡辺委員（中条町）

今ほど説明あった内容で、整備方針を今策定中、案はできましたよというふうなお話なのですが、それでここで議論するといったって、基本的な考え方だけを理解してくれと。あとは、逆に整備方針策定した段階でもって幹事会で十分議論するのだというふうに解釈しているのですが、私もそれで十分結構だと思うのです。ただ、できれば合併時までにはそういったものを方針をこの場で示して、そしてそれに対して協議するのであれば、できるだけ早く、案はできていますというだけではなくて、その辺の具体的中身も含めてここで提示できればなど。でない、ただこれでこの議案はよろしゅうございますとい

うふうな話になると、何か委員さんは本当にこれで理解できるのかなと、私自身その辺を考えた場合はまだまだ中身的にどうなのかなというふうに思いますので、あわせてその辺も含めてぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○野沢総務課長（中条町）

確かに今委員さんのおっしゃるとおりで、この方針には具体的でないということも事実であります。ただ、これから今整備方針というのは、先ほど言ったとおり、では住民のサービスを招かない組織はどういうものかということで、今ここでこの協議会の場でこの基本的な整備方針を確認していただければ、この方針に沿って、そして具体的に、しからばどういう組織がいいのかということで改めてこれから両町村で検討したい。まず、その前にこういう基本的な考え方で具体的に協議をしてよろしいかということで、きょう提案するものであります。したがって、今後こういう部分についてももう少し具体的に課の名前なり、あるいは組織体制といいますか、人数だとか、では支所はどういうふうにするのか、こういう部分につきましては幹事会なり、あるいは事務レベルで煮詰めた場合において、この委員会について改めてやっぱり報告というふうに当初考えていましたけれども、委員会の皆さんがどうしてもその部分について事前に協議をしたいということになれば、その部分も含めてこれから考えてみたいと、そんなふうに思いますし、できるだけやっぱり早い時期に具体的な部分についてはこの協議会に報告したい、そんなふうな考え方でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○皆藤委員（中条町）

公平委員会というのが新しく出てきますが、私多少わかるのですけれども、特に市については公平委員会とかきちっと位置づけられて、どういう役割を持っているのか、必要なかを含めて、もうちょっと詳しく説明しないと協議できないと思います。私は、少しわかるのですけれども、もっと私自身もわかりいいように説明してください。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○野沢総務課長（中条町）

確かに公平委員会とはどういう内容のものをするのかと、こういうことでありますけれども、今も一部事務組合に加入しているわけで、ちょっと私非常に不勉強なので、詳しい内容については今のところちょっとお答えするまではできないのですけれども、事務局といいますか、何か少し具体的なことをわかります。もしわかったら、ちょっとだけお願いしたいと思います。

○総務課天木（中条町）

今の質問についてですけれども、組織の内部のことですけれども、職員の懲戒分限処分等が行

われた場合に、それを職員が異議申し立てできると、そういった組織で審議してもらおうというような一つがあります。具体的に町の場合はそういった事例はありませんけれども、そういったのが共同で設置されている市町村総合事務組合の中で公平委員会というのがあるということでもあります。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

なお、この案件につきましては、今回提案説明、次回に協議をいただく案件でございますので、ご質問等がなければ次に進ませていただきますので、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第10号 地域審議会等の取扱いについてを議題といたします。

この案件につきましては、それぞれの町村、地域の実情によって判断される制度でありますので、必ず設置しなければならないというものではございませんが、今回は白紙提案としてそれぞれの制度について説明を申し上げ、今後の協議の中で方針を出していきたいと考えております。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局（坂上）

どうもご苦労さまです。それでは、議案書第10号 地域審議会等の取扱いについてをご説明いたします。

皆様方のところに議案書5ページになるかと思っておりますけれども、お開きいただきたいと思っております。5ページのところに、地域審議会等の取扱いについて次のとおり提出するというところで、調整方針は今ほど会長からありましたように空白になっておりますけれども、今回が初めての提案でもあります。今後協議して、調整、確認していくこととなります。

委員の皆様のところには添付資料として、資料1ということで4ページほどありますけれども、地域審議会、それから地域自治区、それから合併特例区、それから資料2はそれぞれの比較表、それから資料3につきましてはイメージ図ということで、A4とA3のちょっと半端になっておりますけれども、イメージ図載せてございます。それから、資料4は先進地事例でございます。それから、資料5につきましては、阿賀野市の地域審議会条例というものを参考資料として載せてございます。

それでは、概要について簡単にご説明いたします。資料2をお開きください。資料2のところでございますけれども、横長の比較表になっております。この資料に基づいて概要をご説明いたします。最初に、地域審議会ですが、地域審議会は住民の不安を解消するための制度でございます、法人格は有しません。それから、設置期間につきましてはおおむね10年であります。利点といたしましては、地域の意見が届けにくくなるということの懸念を解消するいいところがあるかと思っております。それから、課題といたしましては、利害を主張し合う可能性が考えられるということでございます。

次に、その下の方に地方自治法上の地域自治区というのがございます。これは、行政と住民の協働、

協働というのはともに働く和書くのですけれども、協働で体制をつくる必要があるということで、法人格は有しておりません。また、設置期間の制限はございません。利点といたしましては、地域振興基金を設置し、その財源を地域独自の事業に充てることができるということで、住民自治の強化につなげることが可能になります。課題といたしましては、基本的に新市の権限に属する事務を分掌することで限られているということになります。

それから次に、合併特例法上の自治組織でございますけれども、これはどちらかといいますと役場の小型版のようなものでございまして、地方自治法の目的のほか、新市の運営に対して監視や、また提案、助言ができるというものでございます。これも法人格は有しておりません。また、期間は合併後の一定期間となっております。利点につきましては、先ほど申し上げました地方自治法上の地域自治区と同じでございまして、地域振興基金を設置して、その財源を地域独自の事業に充てることができる。そのほかに大きな特徴といたしましては、区の名称に旧町村名を冠にすることができるということでございます。例えば胎内市中条区、黒川区とか、またそれを中条町とか黒川村と、そういうふうにすることができるということでございます。それから、課題としましては、地方自治法と同じでございまして、基本的に新市の権限に属する事務を分掌するというふうなことで限られております。

最後の一番下の方にあります合併特例区でございますけれども、これ目的そのものは合併特例区の地方自治区と同じでございまして、大きく違うところは法人格を持つ特別地方公共団体ということでございます。期間は5年以下となっております。利点は、一定の自治権を持っていることから独自性が強いことが言えるかと思えます。大きな特徴といたしましては、先ほど合併特例区による地域自治区と同じでございまして、区の名称に旧町村名を冠にすることができるということでございます。課題といたしましては、設置期間が上限5年というふうなことで限定されるため、設置の意義が薄れることが心配されると。また、自治体の中にもう一つの自治体が存在することになりますので、その辺がちょっと心配かなという感じもします。また、課税権がないということと交付税の対象外ということでございます。

以上が主な概要でございますけれども、詳細につきましてはまた後ほどごらんいただきたいと思います。すし、この取り扱いについてはそれぞれの地域の実情に応じて判断されるべきだと思いますので、すべての合併市町村が置かなければならないとかいうものではございませんけれども、今後両町村の委員の方を中心に協議、検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（丸岡）

ただいま説明のありました案件につきまして、皆様からご質問、ご意見等ございましたらよろしく願いします。

どうぞ。

○桐生委員（黒川村）

地域審議会につきましては、私個人としては立地条件とかそういういろいろ黒川、中条両町村の地域性を考えて、設置した方がいいと思うのですけれども、先ほどの提案のようにそれぞれ両町村で検討していくということでございますが、この地域審議会だけでなく、先ほども申し上げたわけですが、これらの行政制度につきましては事務局は無論、幹事会でとか専門部会で検討するわけですけれども、一方その関係する団体においても何らかの形でやはり諮問して、意見を聞くというふうな方法もとってもいいのではないかなというふうに考えるわけでございます。全体の調整のことを考えますと、先回、第1回の協議会にも調整の方針の基本方針ということで、例えば引き続き存続するとか、統合するとか、新規に構築するとか、直接この審議会には関係ないのですけれども、そういうことでどちらかという先送りの面が多い。これは、事務的にもおこなっているせいもありますけれども、先ほどの区長制度につきましてもやはりもっと早く具体的に素案を出していただきたいと思うのでございますが、この地域審議会につきましてもできるだけ早く関係の意見を聞いて、結論を出すというふうなことにお願いしたいと思うのでございます。

以上です。

○議長（丸岡）

ただいまは要望としてお受けしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

どうぞ。

○小野委員（中条町）

すみません。中条の小野でございますが、地域審議会に係るコストと申しますが、そういったものの話もないものですから、地域審議会、地域自治区、合併特例区、それぞれ設置した場合のコスト的なもの、それからメリット的なものについてももう少し詳しくお知らせいただければありがたいなというふうに思います。また、幹事会等々では地域審議会の取り扱いについてはどういうお考えが示されているものなのか、その辺についてもお知らせいただければありがたいなと思います。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○事務局（羽田野）

ただいまご質問のありました、まず制度のコスト、メリットということでございますが、コストについてはまだ試算をしてございません。具体化に考えながらとは思っておりますけれども、もう少し時間をいただきたいと思います。あと、メリットにつきましては今簡単な説明でございますけれども、またその辺の詳しいものを資料としてお出しをして、審議をしていただきたいと思います。

それから、幹事会での協議でございますけれども、いろいろな先進地事例等をもちまして、検討していただいております。やはりそれぞれの地域性もございまして、これから鋭意詰めていくような形になるかと思っております。その辺のあたりもまた委員さんとの協議ということで、ご案内を申し上げて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○小野委員（中条町）

それでは、そういったものがでしだいまた協議会、残り少ないわけでしょうけれども、ご提示をいただければ、協議のときに話になるのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

それでは、ないようなので、これで質疑は打ち切りたいと思います。

なお、この案件につきましては、それぞれの町村に持ち帰ってご検討をいただきたいと思います。次回の協議会でその結果についてご報告をいただいて、協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

続きまして、次回の協議会について事務局より説明願います。

○事務局（羽田野）

それでは、最後の方の資料のところにつけてございますが、次回協議会についてと資料がございます。ごらんになっていただきたいと思います。

第4回会議の開催日程及び提出予定議案についてでございます。日時でございますが、平成17年1月13日木曜日午後2時から当産業文化会館、当会場でございます。提出予定議案につきましては、今ほどご提案申し上げました事務組織機構の取り扱いについて、それから地域審議会等の取り扱いについてと、それから以前に出しておきました新市建設計画、修正案についてと予定してございます。そのほかということでございます。

続いて、お配りしてございます今後の想定スケジュールというものをついてにご説明させていただきたいと思います。一番最後の方に別紙としておつけしてございますA4判の想定スケジュール案というものをごらんになっていただきたいと思います。ここに第2回、第3回、第3回はきょうでございます。今ほどの審議していただいたものでございますが、あと第4回協議会につきましては今ほどご案内申し上げましたとおり1月13日、それから第5回協議会につきましては1月26日水曜日でございます。その協議内容といたしましては、地域審議会等の取り扱い、それから合併協定関係の説明、それから調印等の準備についてということ、それからこれは順調にいつの予定でございます。それで、それが終わりますから建設計画の概要版、それから協議報告書などを作成いたしまして、そして住民説明会を開催を予定してございます。それから、合併調印式と、協定書の調印でございます。そして、それが終わりますから議会での廃置分合議決ということで、実質的な合併移行ということのところに入る予定で

ございます。あと、合併決議後県知事申請、これは平成17年3月末までに、いろいろな財政支援等を受けるためには17年3月末までに申請が必要ということでございます。

それからあと、第6回以降の協議会でございますけれども、これにつきましてはまず合併前日までこれ必要に応じて随時開催するということでございますので、まず案件があり次第随時開催をする。当面といたしまして、平成17年度事業計画予算、それから支所等の扱いについてどうするのかというような案件もございます。後ほどこの協議会にお諮りをして、今後の予定を決定していきたいと思っております。まず、事務局の案としてご説明を申し上げました。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ただいま次回の協議会について事務局から説明がありました。また、今後の想定スケジュールということで第6回の協議会までご提案申し上げましたが、これについて皆さんから何か質問等ございましたらよろしくお願ひします。

どうぞ。

○富樫委員(中条町)

中条の富樫です。今スケジュールの中に廃置分合後の電算システムの補正予算ということが載っておりますけれども、これは議案6号の時点でこの電算システムの取り扱いについて協議されたわけがあります。いろいろ幹事会及び法定協、流会等もあり、やはり一番懸念されるのがこの電算システムの取り扱いについての予算づけ、それとともに調整期間でありますか、合併期日決まっておるわけでありませうけれども、それらを逆算した場合、この状況で間に合うのかについてちょっとお伺ひいたします。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○事務局（羽田野）

今電算関係のご質問でございますけれども、その辺のところにつきましては鋭意協議はしております。確かにここに補正というものは書いてございますけれども、それぞれ年度にできるものという想定、それからその後の新年度における想定というものをしてございますので、そういうおくれのないような形で協議をいたしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○渡辺委員(中条町)

先ほど桐生委員の方からもいろいろ今後の日程的な、あるいは議案の消化の関係でお話あったのですが、3月に廃置分合議決をやるというふうな、もうその辺の日程は決まっているわけなのですが、心配するのは合併時までいろいろ制度を調整しなければならないと。何となく議案の消化ということだけが先に出てきて、本当にその中身というのがついていけるのかなと。これは、もう幹事会で十分事前論

議がこれは必要だというふうにはわかるのですが、今ほどの電算システムの関係も含めて、本当に3月の廃置分合、そして9月の合併というのは日程的に可能なのか。あるいはまた、年明けあたりからフルスピードで、例えば法定協議会あるいは幹事会を回数を重ねていかなければならない状況にあるのか。その辺の進捗状況というのはどういう状況になっているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○事務局（羽田野）

今ほどご質問のありました件でございますけれども、まず移行準備に関しましては事務的な関係の中でスケジュールを作成しまして、分科会、部会の方に鋭意やっていただいております。ですから、具体的なもの、あと経費のかかるものについては新年度予算ということで具体化する、今いろいろと上げておりますものをあと実行段階に移すというような段取りまで進めてございます。それと、先ほどの電算関係を含めてということでございますが、やはり私ども事務局は幹事会ともどもその辺のところをこれからタイムスケジュールという形の中でもっと精度を上げた形で前向きな形で、間に合わないということないように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（丸岡）

どうぞ。

○富樫委員（中条町）

今事務局サイドから何とか頑張りながらやるというお話あったわけですが、ぜひこれまた幹事会につきまして、ご案内のとおり中条の方が若干まだ体制整っておられないわけでありまして、これら整った段階で、今言われましたようにスピードを上げて合併に向かってぜひ進んでいただきたいと思うわけですので、特に会長、副会長さんのいわば心づもりといたしますか、なかなか事務局だけが頑張るといいましても、やはり会長、副会長さんの後押しがこれ一番大事かと思っておりますので、その辺の考えについて一言お伺いしたいと思います。

○議長（丸岡）

事務局ともども進めてまいりたいというふうに思います。

○副会長（布川）

今の件でございますけれども、一つはぶり返すようでございますけれども、このアンケートに関しましては、会長の方からやはりこの協議会一本というような形でもってやるべきでないだろうかというようなお話がございました。しかし、それは第1回目はきちんと物事やりました。第2回目は、中条のためのアンケートをとりましたし、第3回目というか、私たちの黒川村につきましては黒川村のためのアンケートをとったのであって、この協議会で決めた事項をアンケートとったのではないということとつご理解いただきたいということ、またあわせまして合併という必然性につきましては黒川村民はみんな理解しているというふうに、その必然性に関しましては理解しているということでございます、

ただこの協議会は協議会でもって物事をきちんと決めた事項がまた繰り返すようなことが往々にし、ございましたし、それらが不安的な要素として出てきているということも事実でございまして、今回アンケートとったのはあくまでもこういう批判的なものに関しまして、口頭上の問題でなくして、それぞれが、1世帯1枚というような配分の仕方でもございましたのですけれども、決まったことがどうしてまた再議されなければいけないのだろうというようなことをアンケートにとったまででございまして、会長がおっしゃるようにここに決まった事項であればもちろん一本化しなければいけませんけれども、それはあくまでも黒川村のためにとったアンケートであったということをご理解をいただきたいということと、さっきから言いますように必然性に関しましては十分理解しているということ、それに向かっているということをご承認いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（丸岡）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸岡）

もしなければ……事務局ありますか。

○事務局（羽田野）

ございません。

○議長（丸岡）

ないようでございますので、以上をもちまして中条町・黒川村合併協議会第3回会議を終了いたします。大変どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。